

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年1月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂新能登川店 東近江市垣見町1515番地
- 2 意見の概要 東近江市からの意見
 - (1) 届出地はバスの運行ルート近傍であり、駐車場レイアウト整備等に伴う工事車両の進入路に保安員を設置するなどしてバス運行の妨げにならないように十分な注意を払うこと。
 - (2) 工事および事業活動に起因する騒音、振動、水質汚濁、粉塵、電波障害、その他の苦情が出た場合は、事業者の責任において速やかに対応の上、解決すること。
 - (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）および振動規制法（昭和51年法律第64号）に定める特定建設作業に該当する場合は、作業開始7日前までに届け出ること。
 - (4) 資材置場の運用について、土壌汚染を起こさぬように十分注意すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号
 - (2) 縦覧期間 令和8年1月30日から令和8年3月2日まで